

地域主権戦略会議提出資料

地域主権改革の実現に向けてP1

平成23年12月26日

地域主権戦略会議 議員
埼玉県知事 上田清司

地域主権改革の実現に向けて

- 地域主権改革の各課題について、野田総理が明確な方向性を打ち出し改革を推進していることを評価。
- 特に、暗礁に乗りあげていた出先機関原則廃止が、前に向けて動き始めたことは大きな前進。
- 今後とも地域主権戦略会議が改革工程をしっかりとグリップし、以下の点を踏まえて改革を実現すべき。

1. 広域的实施体制

- 当面の対象候補として、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を明示したことは評価
- 今後、諸課題の検討に当たっては第4回アクションプラン推進委員会で示されたB案を基本に進めること

1 執行機関のあり方



構成団体の長を中心とした仕組みとすること。

4 広域的实施体制の区域



「永続的な社会資本の整備管理」等を強調する余地、区域を過度に法令で限定しないこと。

7 効率的な広域行政推進



事務の持ち寄りを前提とすることなく、地域の選択にゆだねること。

10 緊急時オペレーション



現行の災害対策基本法や個別作用法の仕組みを基本とすること。

2. 広域的实施体制以外の3課題

ハローワーク

- ハローワーク特区において「移管されているのと実質的に同じ状況」を作るため、以下のとおり知事がハローワークをマネジメントできる仕組みを設けること。
(かつての「地方事務官制度」のようないびつな制度では不十分。)
- ① ハローワークの職員に対する知事の人事権や業務上の指揮命令権を明確にする。
- ② 地方自治体職員が国の職員と同様の業務を行えるよう、求人端末等を扱えるようにする。

直轄道路・河川

- 二井知事(直轄道路・河川チームメンバー)の財源フレーム試案をベースに検討を進めること。
- 中国ブロックの県内完結道路・河川をモデルに個別協議を進めること。

共通課題

- 【知事会が求める3事務の取扱い】
- 「補完性の原則」に基づき地方に移譲することが原則。(地域主権戦略大綱)
- 移譲できない理由があるのであれば、府省の側で立証すること。
- 「理由」や「効果」で移譲の是非を論じるのではなく、「移譲するにはどうするか」という観点から検討すること。